

令和5年9月5日  
生活文化政策部  
人権・男女共同参画課

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例制定に向けた考え方について

## 1 主旨

世田谷区における犯罪被害者等への支援については、犯罪被害者等支援に関する条例の制定を求める陳情が平成30年に趣旨採択されたことを受け、令和元年に学識経験者等を交えた犯罪被害者等支援検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置し、条例制定と支援策について検討を行った。検討の結果、条例の制定は望ましいが、犯罪被害者等へ身近な区は、支援を求めている方に寄り添うことが重要であるという提言を受け、条例制定に先がけ、令和3年6月犯罪被害者等支援相談窓口（以下、「相談窓口」という。）を設置して支援を行ってきた。

この間、区議会へは犯罪被害者支援の検討及び窓口設置等の取組み状況のほか、条例の制定も含めた検討を進めることを報告した。（令和3年4月、令和4年12月区民生活常任委員会）

また、令和4年度の検討委員会において、相談窓口開設後の実績報告や、課題の洗い出しや整理、条例制定の目的などについて検討した。その結果、今後は、犯罪被害者等が安全にかつ安心して自らが希望する人生を歩んでいくことができる地域社会の構築を目指すとともに、犯罪被害者等へ寄り添った支援を着実に行的っていくため、その基本理念を定め、区の責務等を明らかにし、必要な施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、「(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例」（以下「犯罪被害者等支援条例」という。）を制定する。

## 2 これまでの経緯

- 平成30年12月 犯罪被害者等支援条例の制定を求める陳情（趣旨採択）
- 令和 元年 9月 区民生活常任委員会（検討委員会、庁内検討会の設置）
  - 11月～犯罪被害者等支援検討委員会（11・12・1月の全3回開催）
- 2年 5月 区民生活常任委員会（検討委員会、庁内検討会の中間報告）
  - 9月 区民生活常任委員会（犯罪被害者等検討委員会報告書）
- 3年 4月 区民生活常任委員会（相談窓口の開設）
  - 犯罪被害者等支援相談員採用（会計年度任用職員）
  - 6月 相談専用窓口及び専用ダイヤル設置
- 4年 6月 犯罪被害者等支援シンポジウム
  - 8月～犯罪被害者等支援検討委員会（8・12・2月の全3回開催）
  - 11月 性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情（継続審議）

1 2月 区民生活常任委員会（相談窓口の実績と今後の進め方）  
事例検討会を設置し毎月開催（犯罪被害7事例について研究）

3 条例制定の理由

犯罪被害者等は、時間が経過するとともに、精神的ダメージや生活困窮など、生活に関する支援や経済的支援、精神的ケアに関する支援が必要なことがこれまでの相談実績から判明した。また、支援にあたっては、犯罪被害者等が求めている支援に適切に繋ぐために、既存の関係機関・関係所管との連携の重要性をあらためて確認した。

令和4年度に開催した検討委員会では、関係団体との連携、庁内連携、人材育成の観点から「相談支援体制の強化」を求める意見があった。

とりわけ、既存支援メニューの体系化に向けては、「中長期的に見た生活に関する支援の提供」や「犯罪被害者等へ特化した支援」の構築が必要である。さらに、区民や事業者の理解促進も重要であるとして、犯罪被害者等が置かれた状況に配慮した言葉かけや接し方なども含めた「普及啓発」にも重点を置き、支援する職員はもとより、地域社会全体として理解を深めていくことが必要であるとの意見があった。

また、犯罪被害者等支援のあり方を具体的に検討するため、庁内関係所管において設置した事例検討会では、どのような支援ができるか、困りごとは何か、今後あるべき支援は何かなどの視点から犯罪7事例の研究を行った。

その結果、相談窓口の相談員は、犯罪被害者等の置かれた状況に応じた支援の内容を見出し、関係する機関への繋ぎ、行政手続き等に関するフォローなどコーディネート役として犯罪被害者等に寄り添うことが求められる。また、具体的に支援にあたる職員においては、適切な支援と犯罪被害に伴う様々なトラウマを想定して対応する（トラウマインフォームドケア）ための能力開発が重要である。支援のあり方では、犯罪被害者等が置かれる状況として元の仕事（職場）に戻れない、あるいは、主たる生計者が居なくなり収入がなくなる、今まで住んでいたところから住居を変えざるを得ない、また、精神面や恐怖心から日常生活（家事、外出、育児など）もままならなくなるなど複層的支援の必要性がより鮮明になる中で、支援に向けた体制整備の重要性を共有した。

区としては、この間の相談窓口での対応実績や検討委員会、事例検討会での検討結果を踏まえ、犯罪被害者等の人権が尊重され、1日も早く安全にかつ安心して日常を取り戻していくための経済的支援、居住支援、生活支援等を具体的に推進するため条例を制定する。

#### 4 「犯罪被害者等支援条例」制定に向けた基本的な考え方

##### (1) 相談機能の強化

犯罪被害者等基本法（平成16年施行）に基づく国の考え方では、市区町村は、住民にとって最も身近な存在であり、かつ、各種保健医療・福祉制度の実施主体であり、まずは一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助など適切なコーディネートを行う、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが望まれるとされていることから強化を図る。

##### (2) 支援体制の構築

区民に一番身近な区は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、1日も早く安全にかつ安心な自分の生活に戻ることができるよう、多面的なコーディネートを行うとともに、責任をもって寄り添っていく体制を構築する。

##### (3) 支援のあり方

犯罪被害者等が元の生活を取り戻すため、生活の基盤となる経済的支援、住居に住めなくなった場合等の居住支援、日常の生活支援や精神的ケア等、必要な支援のあり方を検討する。

##### (4) 普及啓発

犯罪被害者等が置かれた状況に配慮した言葉かけや接し方、また、二次的被害（※）を発生させないよう、職員はもとより、区民や事業者などへ理解と支援の意識醸成を図るための普及啓発を行う。

###### ※ 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する者による理解若しくは配慮に欠ける言動、SNS等による誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉棄損などの被害。

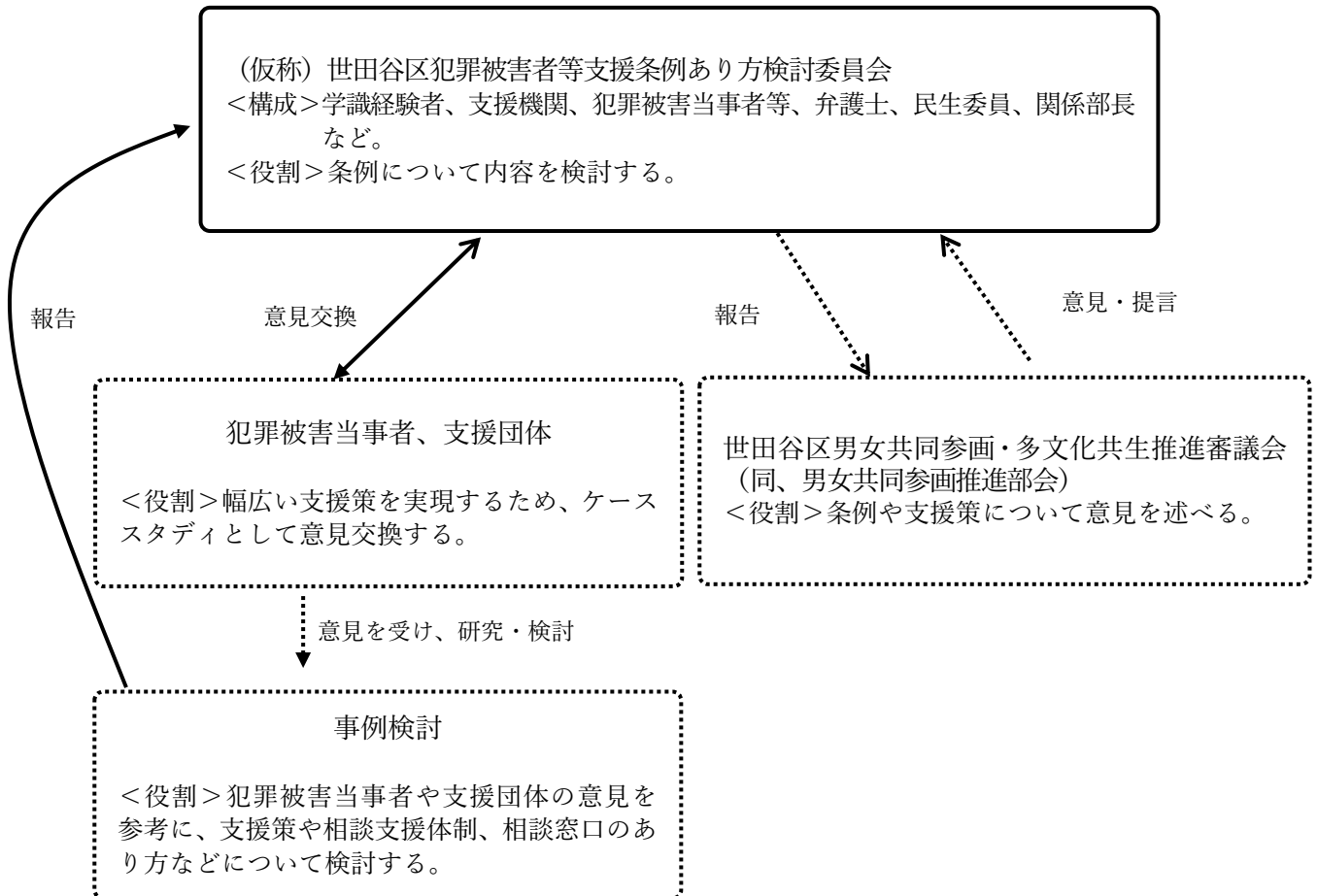
##### (5) 条例を運用するにあたって

犯罪被害者等支援にあたっては、条例の理念・主旨を基に支援内容、人材確保、庁内連携体制、区民理解の促進などを明確にした運用方針を定めることにより実効性を担保する。

## 5 今後の進め方

現行の「犯罪被害者等支援検討委員会」を改組し、新たに「(仮称) 犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会」を設置するとともに、委員を再構築する。犯罪被害者当事者、弁護士、民生委員など新たな委員を追加する。

### 《検討体制イメージ》



## 6 今後のスケジュール (予定)

令和6年	2月	区民生活常任委員会 (条例骨子)
	9月	区民生活常任委員会 (条例素案)
	9月	パブリックコメント、シンポジウム
令和7年	2月	区民生活常任委員会 (条例案)
	3月	第1回区議会定例会 (条例案)
	4月	条例施行